

仕 様 書

本工事は、徳島県土木工事共通仕様書に準拠完成する
ものとする。

鳴 門 市

鳴門市下水道工事特記仕様書

(特記仕様書の摘要)

第1条 本工事の施工にあたっては、「鳴門市下水道工事特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

(適用範囲)

第2条 この仕様書は下水道の特記事項について示すものであり、「鳴門市下水道工事特記仕様書」に定めのないものは以下の最新図書に基づき実施しなければならない。

- (1) 国土交通省 都市地域整備局下水道部「下水道土木工事共通仕様書（案）」
- (2) 徳島県 県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書」
- (3) 徳島県 県土整備部「徳島県土木工事施工管理基準（案）」

- 1 この仕様書と他の共通仕様書との競合する事項については、この仕様書の定めるところによるものとする。
- 2 その他、施工上必要な事項については、本市監督員と十分協議し、その指示に従い請負者の負担にて施工しなければならない。

(法令の遵守)

第3条 請負者は工事の施行において、関係する法律及びその他の関係法令、条令、並びに規則を遵守しなければならない。

(施工計画)

第4条 請負者は契約後7日以内に様式第9号に定める「工事施工計画承認申請書」および「工事工程表」を作成し、監督員に提出し確認を受けなければならない。また契約内容を変更した場合、現場代理人および主任技術者を変更した場合についても同様とする。

1 地域住民への対応

請負者は施工にあたり、地域住民等へチラシ等により下水道工事の案内を行うとともに、工事に対する理解と協力を求め、紛争が生じないように努めるものとする。なお、案内する内容および方法については、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

2 事前調査

請負者は施工上必要な事項について、施工前にその全容を把握するための調査を行い、本市監督員及び工事関係者等へ事前調査結果を周知し、事故防止に努めなければならない。なお、主な調査事項は次のとおりとする。家屋等建築物の事前調査については、「建物事前調査等標準仕様書」に基づくものとする。

- (1) 地下埋設物および架空線
- (2) 周辺地域の構築物および排水状況
- (3) 道路使用状況
- (4) 井戸及び地下水の状況
- (5) その他必要な事項（不発弾等）

請負者は工事の施工に先立ち、事前に占有物件管理者に地下埋設物の確認を行い、地下埋設物確認書を監督員に提出すること。

なお、請負者は、地下埋設物および架空線等が支障となる等により、施設の位置変更が必要になる場合は、調査資料を作成し、監督員と協議しなければならない。また調査を行うにあたり、事前に当該施設管理者と連絡及び協議することとする。

請負者は、事前調査時及び工事施工中において管理者不明の埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、措置方法について協議しなければならない。また、不明な埋設物等について、措置方法が決まるまでは監督員の指示する方法により保全等の措置を講じるものとする。

3 施工計画書の提出

請負者は、工事の施工に必要な次の事項を記載した施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- (1) 工事概要
- (2) 現場組織表（施工体制表）
- (3) 安全管理
- (4) 主要機械・主要資材の搬入計画および仕様
- (5) 施工方法
- (6) 施工管理計画
- (7) 緊急時の体制および対応
- (8) 道路使用許可証
- (9) 現場作業環境の整備
- (10) 再生資源の利用の促進
- (11) その他必要事項

（交通誘導員等）

第5条 交通誘導員とは警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本工事においては計画に応じた延人数1045人を見込んでいる。

「交通誘導員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料（契約書の写し、勤務伝票の写し等）とともに監督員に1部提出しなければならない。

（交通誘導員の配置計画）

第6条 現道上の工事においては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから、請負者は状況を十分把握するとともに、その対策について交通誘導員の配置計画を提出するものとする。

（支障物件）

第7条 本工事区域内には、次に掲げる占有物件が埋設されているため、施工にあたっては占有企業者と十分連絡調査を行い、占有物件の位置、保安対策等を明確にし、事故の発生を防止すること。なお、施工方法および工期等に変更が生じた場合には監督員と協議を行い、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。請負人の責により占有物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関

に連絡し、応急措置をとり、請負人の負担によりこれを補修しなければならない。

占用埋設物：水道管・電力管・NTT 通信管・排水管・都市下水路管・その他

(現場発生土)

第 8 条 工事で発生した土は、性状確認のためコーン試験および土の粒度試験、突固めによる土の締固め試験を行わなければならない。また、発生土が徳島県生活環境保全条例（土砂等の埋立て等に関する環境保全）を満たしているか確認するため、土壌試験を行わなければならない。

(埋戻し工)

第 9 条 請負者は、管布設に伴う埋戻しの施工においては、管周りの埋戻しを除き、一層の仕上り厚を 20cm 以下とし、各層ごとに締固めなければならない。また、工事発生土の性状確認のためコーン試験および土の粒度試験、突固めによる土の締固め試験を行わなければならない。また埋戻し土における路床としての品質を確保のため、開削延長 1000m に 1 回の密度試験を行わなければならない。なお、密度試験の詳細の出来形管理基準と規格値およびその摘要を以下に示す。

工種	項目	規格値	測定基準	摘要
締固め度 (開削工)	密度試験	最大乾燥密度の 90%以上	開削区間延長 1000m に 1 箇所	試験箇所は監督員と の協議により決定

(廃棄物の処理及び処分)

第 10 条 請負者は、廃棄物の処理及び処分にあって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、請負者の責任において、適正に処理及び処分を行うものとする。

(再生利用のための建設副産物の搬出)

第 11 条 本工事の施工により発生する次の各号の産業廃棄物は、再生のため次に掲げる場所へ搬出することを予定している。

なお、請負者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処理が可能であるか確認すること。

1 受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。

(1) コンクリート塊

イ 受入場所：鳴門市瀬戸町明神

(2) アスファルトコンクリート塊

イ 受入場所：鳴門市瀬戸町明神

2 搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

(再生資材の使用)

第 1 2 条 再生資材の使用にあたっては、プラント再生舗装技術指針及びコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）等を遵守の上、適正な品質を確保すること。特に、再生クラッシュランについては、資材中のアスファルトコンクリート再生骨材の配合率が 70%を越えると、所要の品質規格を満たさない場合があるので注意すること。

また、適正な品質が確保できない場合及び再生資材の確保が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

(産業廃棄物管理票等の提出)

第 1 3 条 徳島県土木工事共通仕様書第 1 編第 1 章第 1 節第 2 3 条第 2 項に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出は、D 票の写し若しくは E 票の写しとする。

(推進工事)

第 1 4 条 推進工事の施工にあたっては、以下の関係図書の最新図書に準拠するものとする。

- (1) 日本下水道協会 「下水道施設設計指針と解説」
- (2) 日本下水道協会 「下水道推進工法の指針と解説」
- (3) 日本薬液注入協会 「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」

請負者は、推進工事を行うにおいて、下水道工事に関する技術者として、推進工事技士の資格を有する者または日本下水道事業団が行う第 2 種技術検定合格者を現場に常駐させるものとする。ただし、主任技術者又は監理技術者がこれらの技術者を兼任することができる。

(推進工事の出来形管理)

第 1 5 条 管渠の管内状況を確認する方法として、目視による出来形の確認が困難な場合は、テレビカメラ等を使用することにより出来形の確認が出来るよう努めること。なお、本工事での出来形管理に必要な機器等は、全て請負者の責任と負担において準備すること。

(マンホール蓋のデザイン)

第 1 6 条 管渠築造工事において使用するマンホール蓋のデザインについては発注者の指示に従うものとする。ただし、鍵部品等の形状については、事前に監督員と協議し、変更することが出来る。その他の詳細については、「下水道マンホール蓋特記仕様書」に従うものとする。

(取付管およびますの仕様)

第 1 7 条 本工事における取付管およびます工は、その詳細については「取付管およびます工特記仕様書」に従うものとする。

(出来型管理基準及び規格値)

第 18 条 管渠築造工事においては指定する規格値以内にする。詳細の出来型管理基準と規格値およびその摘要を以下に示す。

単位：mm

工種	項目	規格値	測定基準	摘要
管渠 (開削工)	基準高 中心線の偏位（水平方向） 延長	±30 左右 50 -L/500 かつ -200	基準高（管底高）、中心線の偏位は施工延長 20m 毎に 1 箇所 延長は各マンホール間	勾配は逆勾配とにならないようにする
管渠 (推進工)	基準高 中心線の偏位（水平方向） 延長	±50 ±D/10 かつ ±100 -L/500 かつ -200	1 スパン推進完了後、基準高（管底高）、中心線の偏位を両端で測定する。 掘進中の蛇行状況等は推進管 1 本毎に測定	勾配は逆勾配とにならないようにする
マンホール	基準高 幅（長さ） 深さ（高さ） 厚さ	±30 -20 -30 -20	マンホールごとに測定	基準高はマンホール口輪の天端高とする 深さはマンホール天端と下流側管底高の差とする
ます設置工	ます深	—	1 施工箇所毎	
取付管布設工	延長	—	取付管延長毎	原則、下水道本管中心から公共汚水ます中心

(取付管およびます工の措置)

第 19 条 本工事の施工にあたり、請負者は、発注者から取付管およびます工（以下「公共汚水ます等設置工事」という。）の追加工事を指示された場合、両者の協議の上で変更契約として対応するものとする。

(その他)

第 20 条 本工事区域の近隣またはその他区域において、発注者から下水道管渠及び公共汚水ます等設置工事の追加工事を指示された場合、請負者はこれを請け負うこととする。また、受益者より公共汚水ます等設置申請書の提出に不測の日時を要する場合、工期については協議の上で発注者の指示に従うものとする。

(建設発生土の搬出)

第 21 条 本工事の建設発生土については、次に掲げる箇所に搬出を予定している。搬出先を変更する場合および受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議することとする。

なお、搬出先を変更する場合は監督員に建設発生土処分場確認書を提出しなければならない。

イ 場所：鳴門市撫養町木津字イケヤ谷

2 本工事の建設発生土については、次に掲げる場所に仮置きすることができる。

イ 場所：鳴門市 撫養ポンプ場

(受領書の交付)

第 2 2 条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等)

第 2 3 条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

第 2 4 条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「5.再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「11.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第 2 5 条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

下水道マンホール蓋特記仕様書

(特記仕様書の摘要)

第1条 本工事のマンホール蓋の施工にあたっては、鳴門市の「下水道マンホール蓋特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

(適用範囲)

第2条 この仕様書は、鳴門市が使用するグラウンドマンホールφ600 および小型マンホールφ300 について規定する。なお、この仕様書の規定する範囲はT-25 およびT-14 の2種類とする。

(品質基準)

第3条 マンホール蓋の品質・構造・材質面において日本下水道協会規格(JSWAS G-4)の基準を満たしていること。

- (1) 蓋の材質はJIS G 5502に準拠するものとし、その基準値を満たしていること。
- (2) 蓋と受け枠の接触面は全周に機械加工にて勾配をつけ、双方にがたつきを防止出来る構造であること。

(材料承諾)

第4条 本工事にてマンホール蓋を使用する場合は、事前に現場代理人等より使用材料承諾願を提出し、監督員の承諾を得ること。

(施工)

第5条 調整部については施工時にアンカーボルトの締め過ぎによる受枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性、操作が簡単な構造とする。

(構造)

第6条 鉄蓋は蓋と受枠が蓋裏取付け方法のちょうつがいにより接続され、その上部より雨水及び土砂の流入を防止できる構造とすること。

- (1) 維持管理が簡単となるよう取付けおよび離脱が容易なものであること。
- (2) 湿潤時にもアスファルトと同程度の滑りにくさを有すること。
- (3) 蓋の開閉については、専用工具でのみ開閉のできる構造であること。
- (4) マンホール内の流水による内圧に対して浮上を防止する構造であること。
- (5) 開口時および蓋浮上時の事故防止のためロック機能を有する転落防止装置を有すること。

(表示)

第7条 製品には蓋裏面に製造業者の責任として蓋裏面に製造業者マーク又は略号、材質記号、製造年（西暦下2桁）を鋳出しなければならない。

(デザイン)

第8条 蓋の上面は鳴門市指定のデザインとする。

取付管およびます工特記仕様書

(特記仕様書の摘要)

第1条 本仕様書は、鳴門市公共下水道における取付管およびます工（以下「公共汚水ます等設置工事」という。）に適用する。

(仕様)

第2条 公共汚水ます等設置工事の施工は本仕様書、「鳴門市下水道工事特記仕様書」及び以下の最新図書に基づくものとする。

- (1) 社団法人日本下水道協会 「下水道用硬質塩化ビニル管 (JAWAS K-1)」
- (2) 社団法人日本下水道協会 「下水道用硬質塩化ビニル製ます (JAWAS K-7)」
- (3) 社団法人日本下水道協会 「下水道用リブ付硬質塩化ビニル管 (JAWAS K-13)」
- (4) 社団法人日本下水道協会 「下水道用鋳鉄製防護ふた (JAWAS G-3)」

(設置位置)

第3条 公共汚水ますの設置位置は、官民境界から私有地側に1.0m以内とし、蓋の表面が周辺地表面と同じ高さになるよう仕上げること。

(位置立会)

第4条 公共汚水ますの設置位置について、必ず申請書の内容を申請者等と立ち会いをしてから工事に着手すること。

(品質基準)

第5条 公共汚水ます等設置工事者は、特に指定が無い限り、「取付管およびます工参考図」に基づき施工するものとし、その仕様は以下のものとする。また、仕様を変更する場合は、監督員の承諾を得なければならない。

- (1) 公共汚水ます等の種類・品質・構造・材質面において日本下水道協会規格（JSWAS K-1、K-7、K-13）の基準を満たしていること。
- (2) 公共汚水ますの蓋の種類・品質・構造・材質面において、硬質塩化ビニル製の場合は日本下水道協会規格（JSWAS K-7）、鋳鉄製の場合は日本下水道協会規格（JSWAS G-3）の基準を満たしていること。

(完成確認)

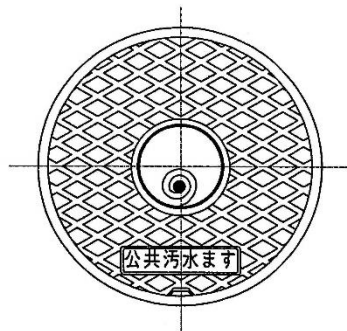
第6条 公共汚水ます等を設置した後、必ず申請者等と立ち会いをし、設置位置、出来栄等を確認してもらうこと。公共汚水ます等設置工事者は、公共汚水ます等の埋設位置、深さ等を出来形として記録すること。また、下水道課所定の様式にて公共汚水ます等設置工事一覧表および写真台帳を作成し提出すること。

(その他)

第7条 その他、この仕様書等に定めのない事項で疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

(デザイン)

第8条 蓋の上面は鳴門市指定のデザインとする。（「公共汚水ます蓋参考図」参照）



公共汚水ますマンホール蓋デザイン

市章 直径 70mm程度
 タイトル 公共汚水ます (「ます」のみ、ひらがなで枠有り)
 長さ 100mm程度 高さ25mm程度



鳴門市市章拡大図

公共汚水ます蓋参考図